

**東部中学校**  
**信州型コミュニティースクール設置要綱**

東部中学校

**(設置)**

第1条 東部中学校では地域全体で学校教育を支援し、教員や地域が子どもと向き合う時間の増加、地域の教育力の活性化を図るため、東部中学校に信州型コミュニティースクールを設置する。

**(事業)**

第2条 信州型コミュニティースクールは、次の事業を行う。

- (1) 学校の支援ボランティア活動の実施に関する事。
- (2) ボランティアの募集・依頼・登録に関する事。
- (3) その他必要と認められる事。

**(地域コーディネーター)**

第3条 信州型コミュニティースクールに地域コーディネーターを置く。

1 地域コーディネーターは、次の各号に掲げる事務をおこなう。

- (1) ボランティアへの支援に関する事
- (2) 学校の教育活動上の課題把握と支援に関する事
- (3) その他学校の支援に関する事

**(運営委員会)**

第4条 信州型コミュニティースクールの運営全般について協議するため、次に掲げる者で運営委員会を組織し、年に数回程度、必要に応じ会合をもつ。

- (1) 各分野代表者
- (2) 学校代表者（校長・教頭・各分野担当者）
- (3) 地域コーディネーター

1 運営委員会に次の役員を置くこととし、委員の互選により選出する。

委員長 1名 副委員長 1名

2 運営委員会は全委員会を招集する。

**(全委員会)**

第5条 運営委員及びボランティア登録者で全委員会を組織し、4月、2月の年2回会合をもち活動の発足とまとめを行う。

**(庶務)**

第6条 信州型コミュニティースクールの庶務は東部中学校に置く。

**(その他)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は中学校（教育委員会）が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。